

「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 1 2 月 2 4 日
経済産業省産業技術環境局環境管理推進室
経済産業省産業保安グループ電力安全課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

令和 2 年 1 0 月 7 日付けで、「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」に対する意見募集（パブリックコメント）を行いました。その結果、下記のとおり御意見をいただきました。

その御意見の概要及び寄せられた御意見に対する考え方をとりまとめましたので、公表いたします。

1. 意見募集の実施方法

募集期間：令和 2 年 1 0 月 7 日（水）～令和 2 年 1 1 月 8 日（日）

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

意見提出方法：郵送、電子メール

2. 意見募集の結果

提出意見数：5 件

3. 提出された御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

御意見の概要及び御意見に対する考え方

今回の「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書の一部を改正する案」に対する御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

No.	該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1. (2) ア)	<p>(内容)</p> <p>対象機器を「絶縁油量 2,000L の大型変圧器」から「すべての変圧器」へ変更していただきたい。そうすれば、含有調査も進み、処理費用も軽減される処から事業者の処理意欲も増すと考える。</p>	<p><原案のとおりとします。></p> <p>絶縁油量 2,000L 未満の変圧器においては、絶縁油量 2,000L 以上の大型変圧器と内部部材が異なり、課電自然循環洗浄法による洗浄の可能性が確認できていないことから、改正対象とはしませんが、御意見も踏まえ、引き続き検討させていただきます。</p>
2	1. (1)	<p>(内容)</p> <p>「本手順書に基づき適正に課電洗浄を完了した後に、課電洗浄が完了していない洗浄可能部位（以下「未洗浄の洗浄可能部位」という。）、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度（以下「PCB 濃度」という。）が 10mg/kg を超える部位（以下「濃度超過部位」という。）及び PCB 濃度を測定していない部位（以下「未測定部位」という。）がいずれもないものと認められる対象機器については、・・・」</p> <p><意見内容></p>	<p><原案のとおりとします。></p> <p>御意見をいただいた部分（(2)PCB 濃度が「10mg/kg を超える部位」がない）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）に該当しない場合を定義したのではなく、課電自然循環洗浄法による洗浄処理（以下「課電洗浄」という。）を完了した後は、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの濃度（以下「PCB 濃度」という。）が洗浄可能である部位の絶縁油中の PCB 濃度の上限である 10mg/kg を超える部位が残されていないことを、確認的に規定したものです。御承知のとおり、本手順書に基づき適正に課電洗浄を完了した場合、絶縁油に含まれる PCB 濃度は 0.3mg/kg 以下となります。</p>

		<p>課電洗浄完了後に「PCB 含有電気工作物等」ならびに「PCB 廃棄物」に非該当となる要件は、現状案では以下の内容に整理できる。</p> <p>(1) 「未洗浄の洗浄可能部位」がない。</p> <p>(2) PCB 濃度が「10 mg/kg を超える部位」がない。</p> <p>(3) PCB 濃度を「測定していない部位」がない。</p> <p>ここで、(2) 「10 mg/kg を超える部位がない」との表記が、PCB 廃棄物の定義である「0.5 mg/kg 超」と混同・誤認する虞があるため、混同・誤認しないよう補足あるいは修正願いたい。</p> <p>(理由)</p> <p>PCB 含有電気工作物等および PCB 廃棄物の法令上の定義は 0.5 mg/kg 超であるため。</p>	
3		<p>元油 PCB 濃度 5 超～10PPM 以下の変圧器の課電洗浄期間が 120 日間以上となった場合、1 回目の課電洗浄において PCB 濃度が 0.3PPM 以上であった場合、再課電洗浄となるが、5PPM 以下であった場合は、課電期間は 90 日としてよいのか。</p>	<p>1 回目の課電洗浄で絶縁油中の PCB 濃度が 5mg/kg 以下となったとしても、内部部材に染み込み、又は付着した PCB がすべて絶縁油中 PCB 濃度の 5mg/kg 以下に相当する濃度まで洗浄されているか確認されていないため、2 回目以降も所定の手続きを行い、1 回目と同様の課電期間である 120 日間以上を確保して実施してください。ただし、御意見を踏まえ、課電期間の短縮が可能であるか引き続き検討させていただきます。</p>
4		<p>元油 PCB 濃度 5 超～10PPM 以下の変圧器課電洗浄途中（60 日、90 日）に自主的に中間 PCB 分析を行った場合、その段階で PCB 濃度が 0.3PPM 以上となった時点で再課電洗浄が確定するが、課電途中で課電を止めて絶縁油の再入替してよいのか。また、そ</p>	<p>油入替後も所定の事前手続きを行い、1 度の課電洗浄で 120 日間以上の洗浄期間を確保することを前提とするならば、途中での油入替を可能とします。そのため、油入替前の課電期間の日数に関わらず、入替後の課電期間は 120 日間以上確保してください。</p>

		の際の課電期間の考え方（累計 or90 日 or120 日どちらになるのか）	
5		<p>今回、対象洗浄部位に「中間室」が追加されたが、隔膜式コンサベータで、平衡油が使用されているコンサベータについて、「平衡油部分」の課電洗浄も洗浄部位に追加いただけるように検討をお願いします</p>	<p>隔膜式コンサベータで、平衡油が使用されているコンサベータについて、「平衡油部分」を洗浄部位の対象とすることについては、課電自然循環洗浄法による洗浄の可能性が確認できていないことから、改正対象とはしませんが、御意見も踏まえ、引き続き検討させていただきます。</p> <p>なお、隔膜式ではないコンサベータについては変圧器本体の絶縁油と同じ油で満たされているので、課電洗浄により浄化することができます。</p>